

岩倉市マスコットキャラクターの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市マスコットキャラクター「い〜わくん」（以下「キャラクター」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてキャラクターとは、別図に示すデザインとする。

(権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、岩倉市に帰属する。

(使用許可申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、岩倉市マスコットキャラクター使用許可申請書（様式第1）を市長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく平面で使用するときは、この限りでない。

- (1) 岩倉市（附属機関を含む。）が業務の目的で使用するとき。
- (2) 岩倉市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 市内の区長会を組織する地域、市内に拠点を置き協議会等に参加している市民活動又はボランティア活動を行う団体等が活動の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (5) その他市長が適当と認めたとき。

(使用の許可)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容等を速やかに審査し、岩倉市マスコットキャラクター使用許可・却下書（様式第2）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項の規定によるキャラクターの使用の許可（以下「キャラクターの使用許可」という。）をする場合において、次の各号に掲げる条件を付することができるものとする。

- (1) キャラクターの使用許可を受けた目的のみに使用すること。
- (2) 別図のとおり、岩倉市で定めた形、色等の規格（グレースケールの場合は除く。）に沿って正しく使用すること。
- (3) キャラクターの使用前に、当該使用に係る物件（以下「使用対象物件」という。）の完成見本を速やかに市長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができるものとする。
- (4) キャラクターを利用した商標、意匠等の登録出願を行うことはできないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると判断すること。

3 市長は、キャラクターの使用を許可した場合は、その許可番号について岩倉市マスコットキャラクター使用許可整理簿（様式第3）により整理しなければならない。

(使用の不許可)

第6条 市長は、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許可しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 岩倉市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。
- (5) その他市長が使用について不相当と認めたとき。

(使用料)

第7条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用許可の変更等)

第8条 キャラクターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、キャラクターの使用許可の内容を変更して使用しようとするときは、あらかじめ岩倉市マスコットキャラクター使用許可変更申請書（様式第4）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容等を速やかに審査し、岩倉市マスコットキャラクター使用変更許可・却下書（様式第5）を申請者に交付するものとする。
- 3 第5条第2項及び第6条の規定は、前2項の場合について準用する。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用許可を取り消すとともに、使用者にその旨を通知するものとする。

- (1) 第6条（前条第3項の規定により準用される場合を含む。）の規定に違反していると認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段によりキャラクターの使用許可を受けたと認められるとき。
- 2 前項の規定によるキャラクターの使用許可の取消しに伴い使用者に生じた損害については、岩倉市はその責めを負わない。
- 3 第1項の規定によりキャラクターの使用許可を取り消された者（以下「許可取消者」という。）は、使用対象物件をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 4 市長は、許可取消者に対して使用対象物件の回収を求めることができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別図（第2条関係）

岩倉市マスコットキャラクター「い〜わくん」

<p>図柄</p>																												
<p>色彩</p>	<table border="0"> <tr> <td>1 (眉毛)</td> <td>PANTONE5425、BLACK/70%</td> <td>C0 M0 Y0 K70</td> </tr> <tr> <td>2 (髪の毛)</td> <td>PANTONE729</td> <td>C32 M49 Y74 K10</td> </tr> <tr> <td>3 (本体)</td> <td>PANTONE293</td> <td>C99 M96 Y4 K0</td> </tr> <tr> <td>4 (顔肌色)</td> <td>PANTONE7422/50%</td> <td>C0 M7 Y6 K0</td> </tr> <tr> <td>5 (桜の薄い花、赤桜の花芯)</td> <td>PANTONE1895</td> <td>C0 M37 Y17 K0</td> </tr> <tr> <td>6 (川)</td> <td>PANTONE297</td> <td>C61 M15 Y13 K0</td> </tr> <tr> <td>7 (桜の薄い花芯、赤桜の花)</td> <td>PANTONE192</td> <td>C0 M100 Y48 K0</td> </tr> <tr> <td>8 (靴、旗)</td> <td>PANTONE193</td> <td>C16 M98 Y92 K7</td> </tr> <tr> <td>9 (旗の棒)</td> <td>PANTONE4635</td> <td>C41 M70 Y96 K49</td> </tr> </table>	1 (眉毛)	PANTONE5425、BLACK/70%	C0 M0 Y0 K70	2 (髪の毛)	PANTONE729	C32 M49 Y74 K10	3 (本体)	PANTONE293	C99 M96 Y4 K0	4 (顔肌色)	PANTONE7422/50%	C0 M7 Y6 K0	5 (桜の薄い花、赤桜の花芯)	PANTONE1895	C0 M37 Y17 K0	6 (川)	PANTONE297	C61 M15 Y13 K0	7 (桜の薄い花芯、赤桜の花)	PANTONE192	C0 M100 Y48 K0	8 (靴、旗)	PANTONE193	C16 M98 Y92 K7	9 (旗の棒)	PANTONE4635	C41 M70 Y96 K49
1 (眉毛)	PANTONE5425、BLACK/70%	C0 M0 Y0 K70																										
2 (髪の毛)	PANTONE729	C32 M49 Y74 K10																										
3 (本体)	PANTONE293	C99 M96 Y4 K0																										
4 (顔肌色)	PANTONE7422/50%	C0 M7 Y6 K0																										
5 (桜の薄い花、赤桜の花芯)	PANTONE1895	C0 M37 Y17 K0																										
6 (川)	PANTONE297	C61 M15 Y13 K0																										
7 (桜の薄い花芯、赤桜の花)	PANTONE192	C0 M100 Y48 K0																										
8 (靴、旗)	PANTONE193	C16 M98 Y92 K7																										
9 (旗の棒)	PANTONE4635	C41 M70 Y96 K49																										